表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第３条第１項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和３年度）

登　記　所　名	所有者等の探索の対象となる地域
本　　局	広島市安芸区阿戸町
本　　局	広島市安芸区中野二丁目，三丁目，四丁目，六丁目，七丁目
本　　局	広島市安芸区中野町
本　　局	安芸郡坂町
本　　局	安芸郡坂町植田二丁目
本　　局	安芸郡海田町東海田
可 部 出 張 所	広島市安佐北区三入一丁目，二丁目，四丁目，六丁目
廿 日 市 支 局	廿日市市原
廿 日 市 支 局	廿日市市宮内四丁目
廿 日 市 支 局	廿日市市宮内
東 広 島 支 局	東広島市黒瀬町楢原
東 広 島 支 局	東広島市黒瀬楢原東二丁目
東 広 島 支 局	東広島市西条町西条
呉　支　局	呉市安浦町大字原畑
尾　道　支　局	尾道市栗原町
福　山　支　局	福山市内海町
三　次　支　局	三次市大田幸町